## 社会保険などの扶養になっている方の保険料について

対象者の保険料は、平成２０年４月から９月までの６ヶ月間は無料となり、平成２０年１０月から平成２１年３月までの６ヶ月間は、均等割額が９割軽減された額となります。

（対象者）

７５歳以上の方（注１）で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日（平成２０年３月３１日または７５歳の誕生日の前日）において被用者保険（注２）の被扶養者となっている方

（注1）６５～７４歳で一定の障がい認定を受けた方を含みます。

（注2）政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

（注3）昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から２年間、被保険者均等割を５割軽減することとされていますが、今回の措置はこれに加えて行うものです。

### ☆制度開始前に老人医療対象者で、社会保険などの扶養になっていた方

平成２０年４月から９月までの６ヶ月間の保険料は無料となり、平成２０年１０月から平成２１年３月までの６ヶ月間は、均等割額（38,426円）を５割軽減（19,213円）して、さらに９割軽減した金額（1,900円）を保険料としてお支払いいただくことになります。

### ☆制度開始後に７５歳の誕生日を迎え、社会保険などの扶養から後期高齢者医療に加入される方

平成２０年９月まで保険料は無料となり、１０月以降は均等割額（38,426円）を５割軽減（19,213円）して、さらに９割軽減した金額（1,900円）を加入した月で割る月割の保険料をお支払いいただくことになります。

【お問い合わせ先】　藤里町町民生活課　健康福祉係　☎７９－２１１３

秋田県後期高齢者医療広域連合　☎０１８－８３８―０６１０

（電話番号のお掛け間違いのないようにお願いします。）

## 平成20年度奨学金案内

## 奨学金を希望する皆さんへ

～応援します！　あなたの夢を！～

【願書提出期限】
・平成20年３月14日（金）

【願書提出先】
○高校・専修学校・・・藤里中学校
○短大・大学等　・・・町教育委員会学校教育係

【貸与額（借りられる金額）】
○高校・専修学校・・・月額１３，０００円
○短大・大学等　・・・月額３５，０００円

【貸与期間】
・平成20年４月から卒業するまで（標準修業期間）

【貸与利率】　・無利子

【償還期間】
○高校・専修学校・・・当該学校卒業後７年以内
○短大・大学等　・・・当該学校卒業後10年以内

【保証人】
・保護者１名及び連帯保証人１名（藤里町民に限る）

【留意事項】
・次の場合は貸与されないことがあります。
①保護者や保証人に税金等の未納金がある場合。
②税金の申告をしていない場合。

【その他】
○「秋田育英会」の奨学生募集（４月予定）
・秋田育英奨学生・・・短大・大学生（第１・２子）
・すこやか奨学生・・・短大・大学生（第３子以降）
※無利子（返還免除制度）詳しくは町教委へ

【お問い合わせ先】
藤里町教育委員会　学校教育係
☎（79）１３２７（内線３１５）